

## 重要事項説明書

居宅介護支援の提供開始に当たり、厚生省第 38 号第 4 条に基づいて重要事項を以下のとおり説明します。

### 1. 事業者

- ①法人名 社会福祉法人 よい子の広場福祉会
- ②法人所在地 姫路市書写 634 番地 198
- ③連絡先 Tel 079-267-8501 Fax 079-267-8502
- ④代表者氏名 理事長 田藤 仁志
- ⑤法人認可年日 昭和 45 (1970) 年 2 月 18 日
- ⑥法人が経営する他の福祉事業所
  - 幼保連携型認定こども園 峰相ひまわり保育園
  - 幼保連携型認定こども園 姫路ひまわり保育園・分園
  - 幼保連携型認定こども園 荒川ひまわり保育園・手柄分園
  - 障害福祉サービス多機能型事業所 書写ひまわりホーム  
(就労継続支援B型・生活介護)
  - 障害児通所支援事業 書写ひまわりホーム (児童発達支援・放課後等デイサービス)
  - 相談支援事業所 書写ひまわりホーム
  - 多機能型事業所 手柄ひまわりホーム (生活介護・放課後等デイサービス)
  - 看護小規模多機能型居宅介護事業所 夢前ひまわりホーム
  - 居宅介護支援事業所 ケアプラン書写台ひまわり
  - サービス付き高齢者向け住宅 書写台カーサひまわり  
(デイサービス・ヘルパーステーション)

### 2. 事業所の概要

- ①事業所の名称 居宅介護支援事業所 書写ひまわりホーム
- ②介護保険事業者番号 2874003409
- ③開設年月日 平成 17 年 5 月 1 日
- ④所在地 姫路市書写 634 番地 198
- ⑤連絡先 Tel 079-267-8509 Fax 079-267-8502
- ⑥当該事業所の通常の事業実施地域  
姫路市内 (家島町を除く)
- ⑦併設事業  
指定介護老人福祉施設  
短期入所生活介護 (ショートステイ)

通所介護(デイサービス)  
看護小規模多機能

3. 利用者の担当事業所の職種、員数、職務内容

- ①管理者 三浦 裕子
- ②介護支援専門員 常勤 1名以上

4. 事業の目的および運営方針

①事業の目的

要介護者等からの相談に対応し、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向を基に、居宅サービス、または施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の介護計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

②事業の方針

- ・利用者が要介護状態となった場合も、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう配慮します。
- ・利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な医療、保険、福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ能率的に提供されるよう配慮します。
- ・利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、サービス提供事業所の選択は利用者の意思によって決定することとし、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- ・市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ・必要な研修を行い、サービスの質の向上に努めます。
- ・サービス提供の前に必要な説明を行い、同意を得てからサービス提供を行います。
- ・利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由も求める事も可能です。
- ・心身状態の変化に伴い入院された際は、入院時に担当ケアマネ

ジャーの氏名等を入院先の医療機関に提示してください。退院後の医療機関とのスムーズな連携を図らせて頂きます。

- ・当事業所のケアプランの、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙の通りです。
- ・利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、虐待の発生又はその再発防止のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること）を講じます。
- ・利用者または、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・上記のほか、「指定居宅介護支援事業の人員および運営に関する基準」を遵守します。

## 5. 営業日・営業時間

- ①営業日：月曜日～土曜日
- ②休日：日曜日および12月31日～1月3日
- ③営業時間：午前8：30～午後5：30

## 6. 相談窓口・苦情対応

利用者からの相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスにつきましては、各担当者のほか、居宅介護支援事業所 書写ひまわりホームでも受け付けております。ご遠慮なくお申し出ください。

### ※サービスの相談や苦情の窓口

居宅介護支援事業所 書写ひまわりホーム  
担当者 三浦 裕子 （受付時間：月～土 8:30～17:30）  
Tel 079-267-8509 Fax 079-267-8502

### ※公的な不服・苦情の窓口（姫路市の窓口）

姫路市介護保険課 （受付時間：月～金 8：35～17：20）  
姫路市安田4丁目1番地 Tel079-221-2923 Fax079-221-2925

### ※公的な不服申し立ての窓口（兵庫県の窓口）

国民健康保険団体連合会 苦情相談課  
（受付時間：月～金 8：45～17：15）  
神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 Tel078-332-5617

## 7. 居宅介護支援の内容、提供方法及び料金(月額)

介護保険が適用される場合の報酬は、直接介護保険から当事業所に給付されますので、利用者の負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて次の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を、後日お住まいの市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援の内容	サービスの提供方法	単位あたりの基本料金
居宅サービス 計画作成の支援	「居宅サービス計画ガイドライン」方式に従ってアセスメントを行い、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画を作成します。	厚生大臣の定める基準額
経過観察・ 再評価	1ヶ月に1回以上、必要に応じて担当介護支援専門員(ケアマネジャー)が訪問します。	
給付管理等	ND ソフトウェア株式会社「ほのぼの」システムにより管理します。	
要介護(支援)認定の協力、援助	要介護認定(新規・更新・変更)申請の代行を行います。随時、担当介護支援専門員に相談ください。	無料
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください。対応させていただきます。	無料

## 8. その他の費用

- ・交通費 通常はいたしません。

利用者の居宅が姫路市外および家島の場合下記の金額を徴収する。

- ① 事業所から10km以下500円(基本料金とする。)
- ② 事業所から10kmを超える場合は基本料金に加え1km増す毎に30円を加算した額。

9. 次の場合には自動的に契約は終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
- ③利用者がお亡くなりになった場合

10. 次の場合には申し訳ございませんが契約をお断りすることがございます。

- ①当該事業所のスタッフの人数では対応できない場合
- ②利用者のご住所が、当該事業所の通常の事業実施地域と離れている場合
- ③利用者が、他の介護支援事業者にも指定居宅介護支援の依頼を行っている場合

#### 11. プライバシー保護の徹底

当方は、利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。但し、当方がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して知り得た情報については、以下の用途に限り情報提供を行います。

- ①サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。
- ②この為、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただくこととなります。

12. 緊急時には家族の方と連絡を取り、利用者の主治医、または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

病院名 医療法人社団 綱島会 厚生病院  
所在地 姫路市御立西4丁目1番25号

13. 利用者は、1ヶ月前に事業者に対して文章で通知することにより、この契約を解約することができます。  
一切料金はかかりません。

14. 介護支援専門員の責任に帰する事故が発生した場合は、その損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
15. 居宅介護支援は、その専門家である介護支援専門員(ケアマネジャー)に担当させて行います。  
介護保険に関する事など、何でもお気軽にご相談ください。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 姫路市書写 634 番地 198  
名称 社会福祉法人 よい子の広場福祉会  
理事長 田藤 仁志 (印)

事業所 居宅介護支援事業所 書写ひまわりホーム  
管理者 三浦 裕子  
説明者氏名 (印)

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供に同意し、「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」の提出を依頼します。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)